

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

越生町長 新井 康之

市町村名 (市町村コード)	越生町 (271)
地域名 (地域内農業集落名)	堂山地区 (堂山集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は中山間地域に位置しており、主にウメやユズの栽培が行われている。また、中山間地域等直接支払制度を活用し、共同取組活動の強化を図っている。しかし、高齢化による後継者不足が顕著であり、今後の遊休農地発生防止に向け、町内外からの新規就農者の確保や地域住民などを交えた農地利用の仕組みの構築、さらには、持続的な農地の維持管理が重要な課題となっている。

そして、山間部が農地に隣接していることから、シカやイノシシをはじめとする有害鳥獣の被害が多く発生しており、営農意欲の低下が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域等直接支払制度を活用しながら、地域コミュニティの活性化を図り、地域内外からの新たな担い手の確保に向けた取組みを推進する。また、地域と担い手が一体となって農地を利用できる体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を受け入れ、集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の意向を踏まえたうえで、農地中間管理機構を活用して地域内外の認定農業者、新規就農者等の新たな担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手や地権者の意見を踏まえ、今後検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 中山間地域等直接支払制度を活用し、地域の耕作者及び地域全体で保全管理に努める。